

交通ルール・マナーを守って安全な自転車利用を



「SC マンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載です。  
▼問合せ 市民協働課

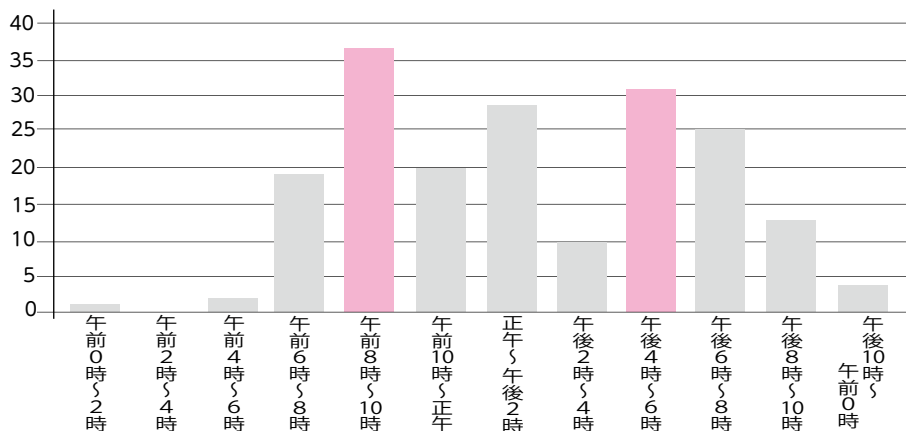
平成29年中の全体の交通事故件数は530件で、平成28年中に比べると78件減少していますが、その中でも自転車関連事故の件数は190件発生し、全体の交通事故件数の3分の1を占めています。

また、平成29年中の自転車関連事故の統計データを時間帯別でみると、朝の時間帯（午前8時～10時）および夕方時間帯（午後4時～6時）における事故件数が、他の時間帯に比べて多くなっています。通勤・通学や帰宅の時間帯であり、忙しい時間帯ですが、安全な自転車利用をお願いします。

朝と夕方の忙しい時間帯は交通事故が多いです。注意してください！



▼平成29年中における時間帯別の自転車関連事故件数（出典：警察統計）



自転車に乗る時は自転車用ヘルメットをかぶりましょう

幼児、高齢者ともに自転車に乗る際の自転車用ヘルメット着用が努力義務となっています。自転車乗用中にヘルメットを着用せず交通事故に遭った場合、頭部にけがを負うことで死亡事故などの重大な事故につながることもありますので、自転車に乗る時は皆さんもヘルメットを着用するように心掛けてください。

市では、平成28年度から高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業を行っています。また、幼児2人同乗用自転車、幼児用ヘルメットの購入費の助成も行っています（助成は同時購入に限ります）。

自転車用ヘルメットは頭部を守るために必要なものとなりますので、皆さんもヘルメット着用し、交通ルール・マナーを守り、安心・安全な自転車利用に努めましょう。

【高齢者用自転車ヘルメット】

- ▶対象 松原市に住所を有する65歳以上の人
- ▶助成費用 ヘルメット購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）ただし、上限2,000円。
- ▶対象のヘルメット ヘルメット購入費の2分の1

に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）ただし、上限2,000円。

【幼児2人同乗用自転車、幼児用ヘルメット】

- ▶対象者 松原市に住民票を有し、居住していること。自らが養育する6歳未満の子どもが2人以上いること。本人および同一世帯のものが同様の助成を受けていないこと。購入から6カ月を経過していないこと。

- ▶助成費用 幼児2人同乗用自転車とヘルメットの購入合計額の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）ただし、上限3万円。

- ▶問合せ 市民協働課

自転車安全利用5則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止・夜間はライトを点灯・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用